

平成22年第2回竜王町議会定例会（第3号）

平成22年6月16日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 工事等の発注や商品の購入を町内で調達する施策について……蔵口嘉寿男議員
- 2 小中学校の土曜授業について……山添勝之議員
- 3 自治会による配布業務（区長便）の見直しについて……菱田三男議員
- 4 子どもの虐待防止対策について……大橋弘議員
- 5 善光寺川河床の深水箇所の整備について……大橋弘議員
- 6 ヒブワクチンの補助制度創設を……若井敏子議員
- 7 住宅リフォーム助成制度の創設を再び……若井敏子議員
- 8 住民自治をどう構築するか……若井敏子議員
- 9 公共施設の使用料について……若井敏子議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監兼 健康推進課長	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
産業振興課長兼農業 委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	村井耕一
教育次長兼 生涯学習課長	赤佐九彦	学務課長	富長宗生

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成22年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。それでは、1番、蔵口嘉寿男議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私は、今定例議会に、工事等の発注や商品の購入を町内で調達する施策について、質問をいたします。

地球温暖化を防止するため、CO<sub>2</sub>の削減目標が示されるなど地球規模で環境負荷を低減する活動が展開されています。竜王町は、公共施設において環境マネジメントシステムとしてISO14001を取得され、行政挙げて推進をされてきましたが、行政改革等の理由で現在その取り組みを停止されています。

そこで、グリーン購入の運動として、環境によりよい商品を購入する項目が設定されていましたが、この際に、工事等の発注や商品の購入を町内で調達できる率を高めることによって、重機・機械の運搬や商品の搬入による化石燃料の低減が図られることや、少量であっても町内消費が高まるなど、一石二鳥の効果があると考えるところであります。町内で発注・調達する率を設定して町内消費を高める施策をぜひ展開していただきたく、町長のご所見をお伺いいたします。

併せて、昨年度において、工事と商品に分けて、おおまかでけっこうですので、町内での発注や調達の状況がどのくらいの率であったのか、お伺いいたします。

さらに、工事請負の入札指名にかかる格付け基準等の見直しを行うとの方向を示されていましたが、その後の経過と取り組みについてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口嘉寿男議員の「工事等の発注や商品の購入を町内で調達する施策について」のご質問にお答えいたします。

地球温暖化による影響は、もはや他人事ではなく、例えば滋賀県の農業にも影

を落としており、温暖化の影響による近江米（こしひかり・秋の詩など）の一等米比率が全国平均を下回っているという実態であります。

県では、2030年における温室効果ガス排出量を、1990年対比で50%削減するという目標を立てられました。同時にクリーンエネルギーの活用促進を図り、併せて地域振興につなげることを提唱されているところでございます。県の目標に対し、企業経営の面から果たしてその数値が妥当なのか懸念される声も出ましたが、私は、ISOの基本理念どおり、自ら目標数値に向かい、その行動を起こしていくことの大切さは議員仰せのとおりでございます。

町内消費・町内発注の数値目標につきましては、今までの経緯を見まして検討いたしてまいりたいと考えます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 蔵口嘉寿男議員さんの「工事等の発注や商品の購入を町内で調達する施策について」のご質問にお答えいたします。

ただいま町長より、地球温暖化防止の取り組みに対する考え方や町内発注・町内消費に対する考えの回答があったわけでございますが、役場で使用いたします用品等の購入や業務委託ならびに工事の発注等につきましては、これまでから町の産業振興・経済発展の意味から、可能なものについて積極的に町内業者からの購入・発注に取り組んでおるところでございます。

お尋ねの町内での発注や調達状況について、平成21年度決算に照らしてお答えさせていただきます。町内業者からの調達率を該当する費目の決算ベースで見ますと、一般会計におきましては、日用品や消耗品、燃料、印刷、修理・修繕など物品等の購入関係が12.2%、公共施設の管理や各種事業・業務の委託など業務委託関係が44.5%、工事請負費が45.0%となっております。また、特別会計におきましては、物品等の購入関係が18.9%、業務委託関係が21.3%、工事請負費が37.8%となっております。

現在、物品等をはじめとする発注につきましては、その額が30万円を超えるものにつきましては、原則、指名願いが提出されておりますことが条件となっておりますので、商工会等を通じまして指名願いの提出につきましてご理解いただけるよう周知を図りながら、引き続き町内発注の確保に努めてまいりたいと考えております。以上、蔵口議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 蔵口議員からのご質問のうち、工事請負の入札指名に

かかる格付け基準等の見直しについての経過と取り組みについて、お答えをさせていただきます。

竜王町の建設工事の入札にあたっては、基本的には、現在のところ「業者格付け基準ならびに工事等の選定基準」の規程に基づきまして、信用、その他の面からも履行が確実な事業者を選定する「指名競争入札」方式により執行し、それにより工事の発注を行っているところであります。

この基準につきましては、平成13年度に改定しました基準をもとに、今日までさまざまな状況に対応しながら工事入札の執行を行ってまいりましたが、今回、平成22年度執行から、改めて基準の改定を行ったところであります。

今回の改定の背景としては、長年、景気が低迷する中、近年、公共事業の発注事業量が減少したことに伴い、事業者とりわけ地域の事業者等の入札参加機会が縮小してきていることから、その機会を拡大することにより、競争原理による業者育成と質の高い工事の履行を図るため、改定を行ったものです。

基準の見直しにあたりましては、1つ目に格付け等級区分の整理、2つ目といたしましては経営規模等評価の評点の平均が下がっていることへの対応、3つ目に入札参加への事業者数の拡大の3つを視点に現状把握を行うとともに、近隣市町の状況も把握した中で、本町の実情に合った入札基準の検討を行ったところであります。

具体的な改定の内容の1点目といたしましては、業者の格付け基準の改定でございます。これは、業者の経営規模等評価等の評点をもとに等級を付けておりますが、評価点数に合わせて今日まで5等級の区分から、今回、3等級の区分に整理いたしました。

また、2点目としましては、どの規模の工事等に入札指名するかの「指名選定基準」の改定でございますが、等級ごとに発注できる基準額を、本町の工事発注規模の現状を勘案して、その基準額の改定を行っております。

いずれにいたしましても、入札契約制度は、公正性・透明性・競争性が高く、品質が確保されることが重要でございます。今後、事業者の施工実績や技術力、地域への貢献等、価格以外の要素も取り入れた新たな制度の導入も含めて、よりよい制度の確立に向けまして、国をはじめ他の自治体の動向とともに、社会的な潮流も注視しながら、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。以上、蔵口議員さんのご質問に対する答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 先ほど町長さまから回答があったわけですが、地球温暖化の防止についてはよく理解していて、行動していく大切さを感じているという方向のもとに、「検討していく」という言葉があったわけですが、先ほど松瀬課長から答弁がありましたように、数値はもうはっきりしているわけですので、これ以上の率を高めるのか、高めないのか、その辺の明確なご答弁をお願い申し上げたいと思います。

それから、桴木課長からは格付け等の基準の見直しを今回行ったということですが、このことについては大変効果があり、一定の評価をするところですが、3点ほど今まで考えていたこと、あるいは皆さま方から意見を聞く中で、一定の質問をさせていただきたいと思います。

建築工事等の入札で比較的工事が大きい入札については、だいたい建築本体工事・設備工事・電気工事など、県および周辺市町では分離発注がされておるわけですが、電気工事・設備工事を施工できる業者の方は町内にも多くございます。一括発注による弊害として、建築本体工事に重点が置かれ、設備工事や電気工事が下請け・孫請けなどで工事額が圧縮され、工事施工が強いられ、最低限の工事施工がされる例があり、電気の容量がぎりぎりであったり、設備の補修が早く来たりするような事例があると聞いております。

先の入札では、鹿島建設とか準大手の熊谷組あるいは西武建設といった入札指名を行いながら、その大手から入札不参加というような結果の指名もあったわけですが、大手あるいは県外業者に一括発注するのではなく、町内業者への受注機会を増やすためにも、分離発注が必要と考えるものでございます。他の市町村あるいは県でやっておられるのに、竜王町ではなぜできないのか、お尋ねいたします。

次に、町内業者として格付けしている業者の中で、名義上において営業所を持つ業者が格付けされている実態がございまして、これについて3回に1回程度の指名がされているということでもあります。この「町内の営業所」の定義が曖昧であると考えます。他の市町では、町内に本社を持つ業者のみを格付けして、営業所は格付けしていない例が多いのです。この点について見直す考えがあるのか、お伺いいたします。

さらに、工事入札後に入札額が公表されていますが、特に入札予定価格が公表されていますが、県などでは、入札予定価格の総額に対して内訳を明示した公表がされております。透明化も含めてでございますが、竜王町でも業者の方が今後、

入札の積算や参考にするため、業者育成の観点からぜひ予定価格の内訳を明示した公表をしていただきたいと思いますと考えますが、この点についてもお伺いします。以上4点、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口議員さんのまず1点目でございます。町内消費・町内発注、これは他にもご質問いただいておりますとおり、次の再生産と言うのでしょうか、再投資、町内でお金が動いて行くこと、それが次の活性にまたなっていくという、こういう意味では非常に大切な要素がございます。基本的には、町内の皆さんへということでございますけど、数字的には今後、今までの状況をしっかりと分析させていただきまして、取り組めるところは、もっとももっとこういう方法で改善できるのではないかとということもあわせて設定させていただくように、努力はさせていただきたいという具合に思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 蔵口議員さんからの追加の質問について、お答えをさせていただきます。

建築工事の大きな工事についての分離発注等の考え方についてということですが、基本的には良質な建築工事が完成することをもとにいたしまして、効果的・効率的な業務の発注に努めているところでございます。ご質問のご趣旨を踏まえまして、今後、発注担当課等とも含めて検討させていただきたいと思っております。

2つ目に、町内格付けの営業所の定義でございますが、指名願いを出していただいたところの業者の営業所の設定があるものを考えております。営業所の状況も踏まえまして、指名等の業者選定等についても検討しておりますので、今現在のところは一定こういった方向で進めていく考えをしております。

また、入札の予定価格の内訳の公表につきましては、今お話をいただきましたように、いろいろな状況も含めまして、また研究・検討を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 1問目の点につきましては町長さんのお答えをいただきましたので、努力いただきますように、よろしくお伺いいたします。

あと、2・3については、どの答えを聞いても「検討する」ということでございますが、私の質問の中には、「なぜできないのか」ということも尋ねておりま

すので、そこらあたりをお答えいただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 桴木政策推進課長。

○政策推進課長（桴木栄司） 蔵口議員さんからの再々質問について、お答えをさせていただきます。

建築工事等の一括発注等のございますが、今日までの発注業務内容を検討いたしまして、その中の内訳・バランス等を考慮する中で、一括発注がベターなのか、さらに分離発注がベターなのかというようなことを検討して進めておりますので、今後もそういった点で進めていく考えでございます。

また、入札の予定価格の内訳の公表については、引き続き研究・検討させていただきます。

○議長（寺島健一） 次に、6番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） 私は、小中学校の土曜授業についてということで、ご質問申し上げます。

最近の教育内容においては、土曜日も授業を行わないと十分な満足感を与える教育とならない旨のテレビ放映を行っておりました。また、夏休みを返上し短縮して、対応している学校もあるとのこと。その時間を主に体験的学習授業に割り当てているようでございます。

しかしながら、土曜授業を取り入れている学校と取り入れていない学校が、同じ市町において存在するようです。しかし、その結果として、学校外活動において統一的団体活動に支障をきたし、足並みが揃わない現状となっているとのこと。指導者は、その対応に苦慮しているとの報告がございます。例えば、それは広域スポーツ少年団等の活動でございます。

ところで竜王では土曜授業・夏休み短縮授業（補習授業含む）に対する取り組みについて、どのような対応されておられるのでしょうか、お聞きします。また、基本的に「ゆとり」という言葉を含めた土曜授業についての教育委員会の見解をお伺いします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 山添勝之議員さんの「小中学校の土曜授業について」にお答えします。

まず、本町におきましては現在のところ、「土曜授業」については、各学校の運動会やPTA行事を兼ねた授業参観を除いては実施しておりません。

続きまして、「夏休み短縮授業」すなわち「夏季休業等の長期休業期間を短縮

して授業を行うこと」に関しましては、授業時数確保の目的から、竜王中学校においては、平成17年度より8月下旬から2学期を始め、実力テストや体育大会等の特別活動の時間に割り当ててきている経緯があります。

本年度につきましては、小・中学校の3校とも8月30日から登校を始めることとし、これをもって授業時数の確保に努めたいと考えています。

また、これ以外に夏休み等の長期休業中については、いずれの学校においても、学習の定着が遅れた児童生徒を対象に、授業時数に数えない、いわゆる補充学習を実施しています。これらにより、新学習指導要領に対応した授業時数の確保および児童生徒の学力保障に取り組んでいます。

さて、議員ご質問の「土曜授業に対する教育委員会の基本的な見解」であります。そもそも学校週5日制の実施については、平成7年度から毎月の第2・第4土曜日を休業日としたことに始まり、それに先立つ平成6年の文部省の通知には、学校週5日制の趣旨として、「学校・家庭及び地域社会の教育全体の在り方を見直し、社会の変化に対応してこれからの時代に生きる幼児児童生徒の望ましい人間形成を図る観点」から、「土曜日等において児童等が主体的に活動することができるよう、様々な活動の場や機会の提供などの条件整備に積極的に取り組むこと」としています。

また、これからの時代に求められる学力とは「生きる力」であり、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成に加え、道徳教育や体育の充実を図る中で、豊かな心や健やかな体を育成することが肝要であるとされました。いわゆる「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成が、今日の教育に一層求められているところであります。これらのことから、本町教育委員会においては、学校・家庭および地域社会の、それぞれの担うべき役割を明確にし、それらの教育力の強化と連携強化に努めているところであります。

学校に最も求められる「知」に関しましては、課業日において、新学習指導要領の実施に伴う学力の向上に向け、学校においては授業改善、すなわち教員の指導力の向上、家庭では学習習慣の定着を目指す連携や読書の推進に力を注いでいるところであります。特に、昨年度からはPTA学力向上委員会を設置し、町全体での取り組みを推進しています。

そこで、土曜・日曜については、家庭や地域の役割として、地域で子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んでいただけるようにと考えています。社会教育関係団体等との連携に十分配慮し、子どもの体験活動、特にボランティア活動な

ど社会奉仕活動、自然体験活動その他体験活動の充実に努めることは、学校教育法においても明示されているところです。

そこで、竜王町においては、地域の方々の指導によるスポーツ活動や自然体験活動を優先し、例えばスポーツ少年団活動や、公民館での「わんぱく交竜塾」や子供会指導者連絡協議会の活動、中学生での部活動等に取り組むことが大切だと考えます。今後、議員のご質問を好機として、改めて学校の役割と家庭や地域社会の役割を再認識し、それぞれの教育力の一層の向上について、教育委員会といたしましては全力を注ぎたいと考えています。以上、山添勝之議員への回答といたします。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） どうもありがとうございます。

私がどうしてこういうことを聞いているかと言いますと、これは東京都の話ですが、東京都では月に2回は土曜日を開業すると、開業と言うか、授業を行うことは可能ですよということを決められたということです。学校にお任せということだそうですが、しかしながら、そういうトップからの通達等々であっても、その学校によってばらつきがあるのでは、やはり子どもたちにとってはよくないことであろうなと思うのです。

現実には、滋賀県でも私立は、土曜日は確か授業をやっておると聞いておりますが、それは事実かどうかお聞きしたいのと、それと、私立との整合性というのか、その上において子どもたちにとって、公立に行っている者と私立に行っている者との学力の差とか、そういったものがあまりひどく出るのでは、やはりそこに大きなハンディを背負うようなことでは困るというふうに考えるところでございますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

そもそも、土曜日がどうして休みになったかというのは、全国的にゆとり教育というのは脱却がこの頃進んでおるというふうに聞いておりますので、今、富長課長からの答弁によりますと、竜王町ではいろいろなそういうことも、地域との兼ね合いというようなことも兼ねてそれを行っているというのは、以前から聞いておりましたことですが、やはり現実には、現在それが地域との関連で行われているのかどうかというところ辺も改めてお聞きしたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） まず、適正な授業時間数につきましては、学習指導要領に

示されております。本町においては、年間計画に基づいて決められた授業時間数を下回らないようにと、各学期ごとに点検をし、指導も行っております。その結果として、授業時間数につきましては、どの学校・学年においても、決められた時間数以上を実施しております。

学校にとりまして、土曜授業を実施するメリットにつきましては、保護者や地域の方々が参加いただきやすいこととございます。東京都の方針につきましても、土曜授業を実施する1つの視点として、授業参観等を考えていくようにというふうなことを通知の中でも申し述べております。ただ、近年におきましては、授業時間数の確保という観点から土曜授業を実施するところもございます。

県内の私立におきまして、土曜授業を実施しているところが小・中学校であるかどうかにつきましては、また詳しいことについては存じ上げておりませんが、高校については土曜授業を実施しているところはございます。

竜王町におきましては、現在、授業時間数を確保しておりますので、現段階では土曜授業の実施については考えておりませんが、今後、議員さんのご質問を活かして、検討課題としては考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） よろしくお願ひしたいと思ひます。

竜王町では、教育行政基本方針、大変立派な方針をつくっていただいておりますので、やはりこれに沿った教育をぜひしていこうと思えば、それがゆとりなのかどうかということら辺も問題のところかと思うのですけれども、これを遂行していこうと思えば、やはりある程度、そういうことも本当に考えていかなければならないことじゃないかなと思うわけなんですよ。

そもそも、土曜日授業というのは、私の仕入れたものによりますと、もともとの始まりは教師から出てきたという話でございまして、聞いておりますが、同じく公務員である教師がほかの公務員と違うのでは具合が悪いと。やはり土曜日は休みというところら辺から発生してきた問題だというふうに、私の資料にはあがっているのですけれども、それはどうですか、我々がよくテレビ等で見る熱血漢あふれる教師というような言葉でもあるかと思ひますけれども、そういう方々の、土曜日でも出てやってやろうという、あるいはスポーツなんかでは特にそうなんですけれども、そういうところら辺は何か、無償というのか、無給というのか、それでやっていただいておりますが、竜王町も大変立派な先生がたくさんおいでですし、そういうところら辺でも、土曜日は休みだからということとし

ばりをかけるのではなしに、やはりある程度フリーなところでやってもらえる、その場所を提供してもらえるのかどうかということを、教員長、よろしく願いします。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 山添議員のご質問にお答えさせていただきます。

竜王町といたしましては、子どもたちの生きる力、そのうちの1つの学力をつけるという意味では、授業時数の確保ということが一番に考えまして、今年度につきましては2学期を2日早く始めるというような具体的な措置もとりながら、また、最も基本となります授業改善、教師の指導力の向上ということに、いろいろな対策をとりながら、質を上げていくということに全力を挙げるとともに、家庭での学習習慣、家庭の教育力を上げるということをあわせて考えておりまして、今年2年目でございますけれども、PTA学力向上委員会の取り組みをさらに充実させていこうということで取り組んでおります。

それから、各学校におきましても、校内研究等あわせて同じような取り組みをより綿密にしてもらおうということを計画しております。そして、毎年、毎年のつまづき診断テストで子どもたちの学力はどう変化していくかというようなことも科学的に分析しながら、今後の検討を加えていきたいと考えておりますので、土曜授業につきましては、子どもたちのゆとりも保障し、それから学校・家庭・地域の教育力のバランス、またそれぞれの向上も考えながらやっていきたいと考えております。

山添議員さんのおっしゃいました、熱血漢溢れる、土曜日でも授業をしようという教師がいればということでございますが、それは日々の毎日の授業あるいは授業後、放課後・昼休み等におきましても、そういう熱心な教師はいろいろな取り組みをしておりますので、ますますそういうことが全般的に土曜日のみならず行われるような取り組みを、今後充実させていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますとともに、年次、年次の取り組み成果につきまして、温かい目で見守っていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 7番、菱田三男議員。

○7番（菱田三男） 私は、自治会による配布業務（区長便）の見直しについて、お伺いをいたします。

本年3月上旬に竜王町財政健全化に向けた住民説明会が開催され、町財政が一

段と厳しいことを訴えられ、町民皆さんの理解を求められたところでございます。その中に、財政健全化プランとして、各種補助金のカット、自治会から出られている各種委員手当を削減すると説明されましたが、既に今年度当初予算に反映されております。町財政が厳しい中、住民や自治会が少しでも町の財政支出の軽減に努力することが、今ほど必要であると考えます。

町広報紙を自治会が配布することによる町の財政支出を抑え、また、支出削減された経費を自治振興費として交付されれば、有効な施策と考えるものであります。当局の町広報紙などの配布業務を見直すことについての所見をお伺いいたします。

また、財政健全化プランを推進中ですが、今後、町民皆さんや自治会の協力が得られるならば、他の団体が発行される機関誌などの配布についても見直すことができないのか、また、そのような考えがないのかをひとつお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 菱田三男議員さんの「自治会による配布業務（区長便）の見直しについて」のご質問にお答えいたします。

菱田議員のお尋ねの、役場から自治会および住民の皆様への文書、町の広報、チラシ等につきましては、以前は区長さんのお手をわずらわせて配布を願っておりました。

このことについては、かねてより当時の区長さんから、区長便といった配布方法の見直し検討の要請をいただき、中には「区長は郵便配達員ではないのだから」といった強いご意見をいただいたこともありました。その理由といたしましては、全戸配布の場合、自治会によっては相当な件数となり、区長さんの負担が大きい。また個人宛文書については、特に若い人の名前などがわからず届け先が分からないといったことなどでございます。また、町側といたしましても、自治会によって配布時期・方法が異なり、情報提供にばらつきが生じるなどの問題点も住民さんから指摘されておりました。

このような状況から区長会で検討をしていただいた結果、平成18年度から区長さんによる配布方法を改め、町広報の内容の充実とあわせ、各種チラシや広報等については新聞折込・メール便とし、個人宛通知文書につきましては、すべて郵送することといたしました。

菱田議員仰せのとおり、再び自治会において広報等の配布をお願いすることが

できるとなれば、経費の節減となり、その財源を新たな施策に充てることも可能となります。しかしながら、区長便廃止に至った経緯を考えますと、各種団体のことも含め、現在のところ再考を要する問題点も発生しておりませんことから、このまま継続をしてまいりたいと考えております。以上、菱田議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田三男議員。

○7番（菱田三男） 今、課長の答弁ですと、最後に「しない」ということをポンと言われましたので、「ええっ？」と思って私もびっくりしたところです。実は私が区長便、平成18年に廃止されたと、昔は区長が配っておられました。それが18年で廃止で、今、郵便と広報は新聞折り込みしているということですがけれども、私も19年度と20年度に区長をさせてもらった経験もあります。その時に私も区長会でちょっと言わせてもらったことが1回あったのです。

というのは、今課長が言われた広報については新聞折り込みで、あとメールとされますね。そうすると、以外に区長に来る区長便、玄関に箱がドーンと置かれます。あの中には、金曜日が区長便だと思うのですがけれども、毎月、全戸配布のこういういろいろなお知らせとかが来るわけです。それは、郵便屋だと言われた人がおられるかもわからないけど、実際に全戸に配布しないといけないわけですね。区長便として箱に入っているものが、「お願いします」と来ているのだから。これは「やめた」と言ってポイと捨てるわけにはいきませんね。これは各区長さん、どこの自治会の会長さんでも各戸に配られると思うのです。

こういうことから考えてやはり、いろいろとあるのですよ、これも数を見ますと、年間だいたい22回ほど。一番月刊紙である生活安全課さんが駐在所さんからお願している『安全ニュース』とか、あれはもう何月号・何月号と書いてくるのです。というのは、月に1回はあるということなんですよ。あといろいろ、ずっと書いてあるのですけど、いろいろありますね。数をカウントしてもだいたい22回、毎月で12回あるでしょう、それ以外で10回ぐらいあって、22回はあるわけです。

そういうことから、先ほど来の答弁で言うと、郵便屋と違うから配らないと言う区長さんもおられるかもわからんけど、その区長さんは前にはその便は放っておかれたのですか。広報だけは新聞に折り込むと。私らの『議会だより』も、この議会が終わって委員会を開いて配るわけですね。年4回の発行をするわけです。その部数も数えてみたら新聞折り込みが3,950部、これはたぶん広報と同じ

だと思うのです。あと、メールが170件、それで経費もここに書いてあるのですが、そしてこの6月の広報を見ますと、6月現在で4,457と書いています、一番裏には。そしてトータルすると、4,120部が今日現在配布されていると。そうすると、4,457あって、引き算をしても330部は配られておらないのかなと。そうでしょう、世帯数がこれだけあって、新聞に何通折り込んだ、メールは何通と、きちんと数が出ているもので調べたらそうなるわけです。

そうすると、330部は行ってないわけですか。私は、行政は広報なんかは全戸に配布する義務があると思うのです。町民さん一人ひとりに。それを聞いたら、新聞を取っていない方は、希望者は知らせてくださいと、メール便で送りますということなんです。そういう関係からいって、大変ご苦労願うと思うのですが、区長さんをお願いしたら、確かに100%は確実にいくと思うのです。小さい自治会、大きい自治会、いろいろあると思うのですが、こういう経費、先ほども言ったけども、自治振興費に充てていただいて、そうするとその自治会がそれは考えていただいて、区長さんが自ら配れということは、いろいろ考えがあるだろうけども、そうではなしに自治会で皆さんで協議をしていただいて、そういうことを、何を言っても区長会に了解を得ないと、今日現在は新聞折り込みなので、区長会でそういう了解をしてもらわないといけないと思うのです。

それにもう1点、この部数と、町長さんが議会の委員会とかそういうところでも自助・公助・共助、これからはみんながしてやりましょうと、こういう時でもなんでも言われていますね。そこらを考えてみたら、私は、区長さんには大変ご苦労願うのだけど、町としてどうだろうか、そう思ってこの質問状を考えたのですが、そこらあたり、私が今言わせてもらったように、もう1回そこらあたりを考えて答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 菱田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、配布部数でございます。4,457部、これは新聞屋さんへ持っていかれるということだと思うのですが、新聞店につきましては、現在、1社ではございませんので、いくつか取扱店がございます。そういったことから、そういったところへ配布をいたしますのに、余分を含めましてその程度を合計、新聞店舗に持って行っておることとでございます。実際の世帯数を見ていきますと、約3,700くらいで済むわけですが、そういった割増しの部分があるということとでございます。

そして、提案いただいております、区長さんにご了解がいただけたら、そういった自治振興費にも回せたらというふうなことでございます。私も今日、そうすると非常にいいかなというふうには思いますが、現在、先ほども申しましたように、こういった新聞折り込み等に至りました経緯、そしてまた区長会におかけしまして、該当年度の区長さんにはご了解をいただけても、次の区長さんにはご了解をいただけるかとか、そういったこともございます。そういったことから、この部分についてはやはり慎重に検討をしていかななくてはいけないということだと思います。

そういったことで、申し上げていますように、今現在そういった問題点というのがあがってきておりませんので、そういったご提案も含めまして、内部ではどんなものかもう少し調査をしてみたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田議員。

○7番（菱田三男） ちょっとわかったかなというような今の答弁をいただいて、もうひと押しだなと思っていますけども、なかなか、区長さんが了解しないと、「やめた」と言われたらこれまでなんです。現にあるのだから。廃止した経過は、今言われましたように、「郵便屋ではない」と、数の多いところもあるとか。それだったら、私が言いたいのは、健全化に向けて各種の環境委員さんとか体育委員さん、文化委員さんとか、いろいろおられますね。この手当もみんなカットされましたね。だから、そこらも自治会としても、カットしてそのままの自治会もおられるか知らんけども、それは気の毒だといって自治会から負担をする自治会もあると思うのです。そういう財源を、できれば区長さんもひとつご無理を願って、広報・議会だより云々ではないのです。いろいろあるのです。青少年のものと福祉のものとか、月刊ではない、毎月ではないですけども、これはもう調べてもらったら各種団体というのはそこなんですけど、それをトータルしていただいて、役場の総務の誰かが管理して、月に1回みんなそれに入れさせてもらって配ると。そうするとかなり財源が浮いてくると思うのです。それを32集落云々、世帯数とかいろいろあるけども、それをしていただいたら、削減・カットされても仕方ないなど。それを私は声を大にして言いたいのです。予算が在所・自治会というのは大変なんです。それに対して町も、先ほど言ったように厳しいのだから、それをお互いになんとかしようということを私は、最後、町長さん一つ、「自助・公助・共助」とか、「自ら自分らでなんとかしましょう」とか、いつも私も

聞いていますので、区長会で1回、町長からそういうお願い・提案をされて、やってくれと、がんばってひとつ、「菱田さんが言うとおりのわかった」と、そこをひとついい返事をよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 菱田議員さんのお話の中から、いろいろと反省しなければいけない点を今感じ取った次第であります。

1つには、私は町の皆さん、それぞれ隔々にまで町の思いが届かないといけないということをいつも申し上げております。その中の一番のやはり手段となるのが広報でございまして、届いてないところがあるとするならば、これはやはり見直すべきだという思いでございまして。

それから、それをお届けするに要する費用の面、これを今、議員さんがご指摘なさっているわけでございますけれども、現在の方法に改められた時の経緯、これは私は詳しくは存じません。現在は新聞折り込みでという形になっているわけでございます。ところが、ほかにも書類なり新聞に折り込みされるものはたくさんある。トータルすれば相応の折り込み賃になっているだろうと。それをもう一度見直して、今、区長さんの中でご了解いただけるならば、それも経費節減の道ではなかろうかという議員さんのお話でございまして。

今お話しいただいた内容はしっかりと受け止めをさせていただきまして、また近くに今度商業施設の開設に伴います区長会を予定しておりますので、その席でも私の方からお話をさせていただきまして、一番いい方法をまた皆さんとで話し合っていくと、答えを出すという方向で臨ませていただきたいと思います、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋弘議員。

○11番（大橋 弘） 私は、本日2問について質問をさせていただきたいと思ひます。まず1番目に、子どもの虐待防止対策について、お伺ひをしたいと思います。

最近、新聞やテレビなどでよく目にする児童の虐待、かわいいはずの我が子を自らの手で虐待するという大変悲しい現実が各地で繰り返して発生しており、大変残念でなりません。一昔前は、おじいさん、おばあさんと同居することが一般的でありましたが、核家族化や都市化が進み、地域とのつながりが薄れる中で、積極的に外部と接触が持てない親子は孤立しがちとなり、育児不安やストレスを抱える親や保護者が多いように思ひます。親子の関係が一度悪化すると、習慣性になって子どもに手を出してしまうのだと思ひます。虐待を防止するには、周囲の

者が早期に親子を支える必要があると専門家は指摘されております。

先日の新聞に、滋賀県内で2009年度の児童虐待相談件数が2,802件あり、年々増加傾向にあると報じられていました。竜王町では、こうした子どもの虐待防止対策にどのように取り組み、どのように推進しようとしているのかについて、お伺いいたしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山添住民福祉主監。

○住民福祉主監（山添登代一） 大橋議員さんの「子ども虐待防止対策について」のご質問にお答えいたします。

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、保護者の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面においてさまざまな不安を抱え、悩み続けていると言われております。さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレス等のさまざまな要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親が増加していることが大きな社会問題となっております。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するものでございます。また、その心身の成長や人格の形成にも重大な影響を与えますとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼし、最悪の場合には命を奪ってしまいます。全国では、本年1月以降、死亡事例が相次ぐなど大変深刻な状況が続いております。児童虐待は、子ども自身にとって最も安心できるはずの家庭の中で起きることから、その発見や対応が難しく、社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

議員も、ご承知のとおり滋賀県内の児童虐待相談件数が、平成21年度では、2,802件との報道がされております。前年度が2,335件でありましたので、前年度と比較いたしまして、件数で467件の増、対前年度比120.0%となっております。このことにつきましては、学校や保育所など関係機関が通告・相談しやすい環境になってきたことから、さまざまところでの早期発見が通告・相談に結びつき、虐待が深刻化する前に、関係機関による子どもや家庭への支援につながってきていることも考えられると評価されております。

竜王町では、児童虐待など、要保護児童の早期発見および適切な保護ならびに支援につき、任意のネットワーク「子ども家庭支援調整会議」により関係機関と連携し対応しておりましたが、平成20年10月1日、児童福祉法に基づく「竜王町要保護児童対策地域協議会」を設置し、体制の強化を図り、組織的な対応を行っております。滋賀県彦根子ども家庭相談センター・近江八幡警察署・近江八幡市蒲生郡医師会・東近江健康福祉事務所や保育園・幼稚園・小学校・中学校な

どが連携を密にしながら、代表者会議や実務者会議を定期的に開催し、関係機関の支援の状況などケース状況のフォロー、担当機関の確認、支援方針の見直し、問題課題の検討などを繰り返し行っております。

その中で、虐待発生防止に係る取り組みとして、大きく5つの取り組みを行っております。1つ目にすべての家庭・子どもの支援の充実、2つ目が虐待リスクのある家庭の把握、3つ目が虐待リスクのある家庭のリスク軽減、4つ目が関係機関との連携による支援体制の確保と機能強化、5つ目が虐待を認めない社会づくりであります。

具体的な取り組みとしては、早期発見・早期対応・未然防止の観点から、子どもの虐待の発見機会を得られる保育園・幼稚園および小学校の先生方からの連絡による早期発見や早期対応、また、虐待の未然防止の方策として保護者の子育ての不安をなくすため、たまごサロン・赤ちゃんサロン、保健センター2階での子ども広場の開設や、子育て支援センターでの専門的な子育て相談などを開催し、相談や指導を行っております。

また、啓発方法の1つとして、「オレンジリボン」がございます。オレンジリボンには、児童の虐待の状況を広く知らせることや、子どもを虐待から守るというメッセージが込められています。このオレンジリボンを活用して、5月の児童福祉月間や11月の児童虐待防止推進月間など、日ごろから啓発に努めているところでございます。

子どもたちへの教育・啓発としては、子ども自らが虐待から身を守る力を引き出すために、専門の先生による学習プログラムの実施をお願いしております。本年度は、保育園・幼稚園の子ども、保護者を対象に実施する予定でございます。さらに、親意識の醸成を行うため、上手なほめ方を学んでもらい、親と子の良好な関係づくりができるよう、幼児の保護者を対象に、6回・3講座の子育て講座を開催してまいります。

いずれにいたしましても、今まで述べました支援や啓発および講座などを繰り返し行うことにより、子どもが安全で安心して育っていけるまちとなると考えております。引き続き、児童虐待の防止対策を推し進めてまいりますので、格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、大橋議員さんへの回答といたします。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） 全国では子どもの虐待件数が4万2,000件以上発生して

おります。滋賀県でも、先ほど私が申し上げましたように、前年対比120%も増加しているという、大変悲しいことでございますけれども、こうしたことが各地で報道されると、こういうことは虐待防止対策やその啓発活動が進んである結果であるなど、このようにも思います。

ただいまお答えいただいた中でのことも含めまして、4点ほどについてお尋ねしたいと思います。1つ目には、竜王町での虐待の状況はどうかということ、2つ目に、竜王町要保護児童対策地域協議会という組織ができておりますが、この組織の詳細についてお尋ねしたいと思います。また、21年度にはこの組織が何回ぐらい会議をされているのか、また22年度の計画はどのような計画をされているのか。

3つ目につきましては、子どもの虐待を知らせるオレンジリボンということでございます。このことであると思いますが、これにつきまして、ただいまの中でも5月と11月ですか、その月間にこの虐待防止を訴えるリボンを啓発に使っていくのだと、こういうようなことございましたが、もう少し、ただその期間だけでなく幅広く一般住民に活用してもらえる、また啓発がわかるような活用方法はどのようなことかということについて、お尋ねしたいと思います。

もう1点、4点目でございますが、昨今のこういった事態に多くの人が心を痛められていると思います。子どもが発するSOSに手を差し伸べたいが、どうすればいいのかわからないと、こういった住民の方々がおられると思います。こういったことに感づいた場合、どのように対応すればいいのかということについて、4点についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 山添住民福祉主監。

**○住民福祉主監（山添登代一）** ただいま大橋議員さんから4点の再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

1点目の「竜王町の児童虐待の実態」というようなことでございますが、竜王町も県同様、件数的には増加をいたしておりまして、昨年件数につきましては27件の児童虐待相談件数がございました。

2つ目の要保護児童対策地域協議会につきましては内容でございますが、先ほども若干申し上げましたけれども、組織の構成機関といたしましては、滋賀県彦根子ども家庭相談センター・東近江健康福祉事務所・近江八幡警察署・近江八幡市蒲生郡医師会・町の民生児童委員協議会、また町の人権擁護委員、ひまわり保育園・竜王幼稚園・竜王西幼稚園・竜王小学校・竜王西小学校、また竜王中学校、

町の社会福祉協議会、また教育委員会の学務課・福祉課・健康推進課で組織をさせていただきます。

要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、代表者会議あるいは実務者会議、また個別ケース会議をそれぞれ開催させていただいております。平成21年度の協議会の開催状況でございますが、代表者会議につきましては1回開催をいたしました。実務者会議につきましては6回、個別ケース検討会議につきましては、それぞれケースがございますが、昨年は34回開催いたしております。

22年度におきましてのこの会議につきましては、代表者会議を同じく1回、実務者会議を6回予定いたしております。また、個別ケース検討会議につきましては、必要に応じまして随時開催をしてみたいと思っております。

3つ目のオレンジリボンにつきましてはのご質問でございますけれども、このことにつきましては、先ほども5月・11月のそれぞれの月間に推進をさせていただいているところでございます。

オレンジリボンそのものにつきまして、平成16年9月に栃木県の小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ死亡する事件が起きました。その事件をきっかけに、小山市の市民団体が子どもへの虐待防止を目指して、平成17年にこのオレンジリボンキャンペーンを始められまして、NPO法人がその活動に協力し大きく育ってきたところでございます。平成18年度からは、児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担っております。この運動につきましては、厚生労働省も後援を行うなど、現在、全国的な活動となってきたところでございます。

このオレンジリボンは、子どもを虐待から守るメッセージリボンでございます。オレンジリボンを身につけていただくことで、子ども虐待について理解し、子どもの虐待の防止をアピールすることになりますので、日々このリボンをもって啓発をしてみたいと思っております。

4つ目の「子どもさんからのSOSに手を差し伸べるにはどうしたらいいのか」というご質問でございますが、虐待かなというふうに疑った場合には、やはりこれは児童相談窓口機関に連絡をお願いしたいと思っております。匿名でもかまいませんので、秘密は守ります。県の方も、「子どもを守る虐待ホットライン」というのが24時間対応で受付を行っておるところでございますし、子ども家庭相談室や児童相談所でも行っております。竜王町でも児童相談窓口としては健康推進課になりますので、連絡の方をお願いしたいと思います。早い段階での連絡

が子どもを守ることになりますので、迷わずに連絡をいただきたいと思います。  
以上、大橋議員さんからの再質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） 先日、私、このことについてある人と話をしておったのですが、隣で、あまりにも大きな声で子どもさんがぎゃあぎゃあ泣いているので、虐待でもされているのではないかなと、こういうようなことで訪ねてみたということでした。そうしましたらお母さんは、「子どもは泣くのが仕事であり、泣くのも運動の1つや」ということで、「少し泣かせて静観をして見ております」ということで、よかったなというように思ったと、こういうような話をされておりました。

ただいまも答えの中にございましたように、虐待の兆候をいかに早くキャッチするかということが一番大事であり、その対応についてのこのリボンの裏にも電話番号等も書いてございますし、行政なり警察なり、匿名でもいいので連絡してくださいということをございました。それが大切であると思います。

竜王町では県や児童相談所、学校や保育所、関係機関と連携して虐待防止対策に取り組まれておられます。住民皆さん方は、こうした支援体制やいざという時の対応等、十分まだ理解されていないところがあると思いますので、今後もさらなる啓発活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにいたしましても、深刻化する虐待防止には、自治体や児童相談所など関係機関との連携と専門性を高め、子どもが安心して安全に育つまちづくりを推進していただくように、ひとつ十分担当課の方で啓発等進めていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番、大橋弘議員。

○11番（大橋 弘） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。私は、善光寺川の河床の深水箇所を整備についてということで、お尋ねをします。

竜王町の西の玄関口である国道477号に平行する善光寺川を、昔のようなきれいな川を取戻そうと、昨年度より多くの町民皆様方にたび重なるご理解とご協力により、あの長い区間が見違えるようにきれいになり、人の力の偉大さに驚く

とともに、町民皆様方のご協力に心から感謝を申し上げるところでございます。

あのようにきれいになった善光寺川の草刈りを、ここで手を緩めると雑草の生い茂った元の善光寺川となってしまいます。今後も町民皆様方の協力を得て、きれいな善光寺川を守り続けるべきであると思います。

しかし、河床が荒れて所々深いところがあり、何名かの方がその深水にはまられた事実もあります。先の議会報告会で、今後も作業に参加したいが、深水にはまらない怪我等の心配のない安定した河床に整備してほしいとの要望もございました。怪我や深水に落ち込まずに作業していただくため、河床の整備についてどのように考えておられるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 大橋弘議員さんの「善光寺川河床の深水箇所への整備について」のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、昨年1月から「竜王清流会」の呼びかけによりまして、多くの町民皆様方と地元企業、有志の方々の数次にわたる善光寺川の河川環境美化作戦（草刈ボランティア）へのご協力によりまして、竜王インター付近から日野川合流までの約4kmにわたる区間が見違えるような河川になり、感謝申し上げるところでございます。

議員ご質問のとおり、河道の草木等は背丈以上に伸び繁茂しておりましたので、草刈・伐採等の作業時においては、作業の足元や視界も悪く大変な作業であったと思っております。また、河床の状況もわからないため、深水にはまられた方もおられたとお聞きしております。

本年6月5日には、約120名の参加のもと、竜王インターから竜王西小学校までの約2kmの区間におきまして、環境美化作戦が展開されたところであります。昨年度までの活動によりまして、河床の荒れているところ、また、深水箇所も随分わかりやすくなっておりました。今後もこのような河川景観を維持管理していくことの重要性は誰もが認めているところでもあり、継続して環境美化活動をお願いするものですが、作業をしていただく時には、事故や深水箇所に十分注意していただき作業をしていただきたいと思いますと考えております。

深水にはまらない、怪我等のない、心配のない安定した河床の整備とのことですが、本河川は砂防河川ということもあり、出水ごとに河床の状況もその都度変化しているところでもありますし、土砂堆積による寄洲ができるなど、安定した河床の均平な維持は困難なことと考えます。しかし、あまりにもひどい箇所

につきましては、今後、河床整正等県に対しまして要望していきたいと考えております。

今後におきましても、町民の皆様から河川愛護の精神をご理解いただき、さらに環境美化に努めていただきますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、大橋議員への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋弘議員。

○11番（大橋 弘） 以前の善光寺川は真っ白な砂で覆われた、とてもきれいな川でございましたが、その姿も変わり果ててしまいました。この善光寺川を元のきれいな川に戻そうと、河川環境美化作戦が展開され、ずいぶんきれいになりました。

今後も継続して環境美化ボランティア活動をお願いしなければならないと思いますが、確か山面橋より上流につきましては、蛇籠<sup>じゃかご</sup>を敷き詰めた低水路工が施工されております。また、その低水路工の所々に、ただいまもお答えがございましたように、寄洲ができて深水なところがあり、また蛇籠<sup>じゃかご</sup>がありで、草刈りは大変危険な、また大変な作業でございます。今もお答えがございましたように、この善光寺川は砂防河川でもあり一級河川でもあります。山面橋から下流につきましては、こういった低水路工が施されていけませんので、河床については時々ブルを入れて整地をされておられますので、そういった危険はないわけでございますけれども、山面橋から上流は、ただいま申し上げましたように、蛇籠<sup>じゃかご</sup>が敷設されております。蛇籠<sup>じゃかご</sup>があり、番線があり、深い箇所があるということで、大変危険であります。その河床整備については、ただいまも県の方に要望もしていくということでございましたが、なかなか難しいと思いますが、ひとつこの河床整備に合わせまして、河床の草刈りぐらいはひとつ河川管理者の方でやってもらえるように、ぜひ強くお願いをしていただきたいと思います。また、ボランティアについては法面とか天場とか、そういった怪我等の心配のない刈りやすいところをお願いして、それでなくてもあれだけの延長がございますので、なかなか大変でございますので、そういった危険な箇所についてはひとつ、河川管理者の方でなんとかお願いしていただくように、強く要望していただきたいと思います。こういうことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 今のは要望で、回答は。

○11番（大橋 弘） 要望です。

○議長（寺島健一） わかりました。

8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） まず、ヒブワクチンの補助制度の創設をということで、質問をします。

平成21年3月、去年の3月ですけれども、竜王町議会として、ヒブワクチンの早期定期接種化と公的補助を求める意見書を国に提出しました。ヒブとはインフルエンザ菌b型の略称で、これによる感染で最も恐れられているのが髄膜炎です。細菌性髄膜炎にかかる子どもは、年間1,000人と言われています。こうした中で、ヒブワクチンによる予防が有効であると世界でも認められていますが、実情は、任意接種のために多額の費用がかかりますし、予防接種法による補償もありませんので、任意接種は進んでいません。

このことから、全国で公的補助を求める意見書が採択されていますし、参議院の厚生労働委員会でも請願が採択されています。それでもまだ国の腰は重くて、公費補助が実現していません。

そこで、国の動きについて何うとともに、全国で公費補助をしているところはないか、町として独自に公費補助をするお考えがないか、ご所見を伺います。

○議長（寺島健一） 山添住民福祉主監。

○住民福祉主監（山添登代一） 若井敏子議員さんからの「ヒブワクチンの補助制度創設を」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、ヒブワクチンは、インフルエンザ菌b型による細菌性髄膜炎などの重症感染を予防するワクチンでございます。細菌性髄膜炎の発症は、5歳未満、特に乳児に多いため、ヒブワクチンの接種は、生後2ヶ月以上7ヶ月未満の間に3回、1年後にもう1回、計4回の接種が望ましいとされております。4回の接種の費用負担は、約3万円になると聞き及んでおります。

日本では、ヒブワクチンが平成20年12月に発売され、任意接種（自費）で接種できるようになりました。ヒブワクチンは、医療関係者からも定期接種導入の期待が高く、各予防接種の役割や特徴を踏まえて、対象疾病の拡大など予防接種法を見直す必要があるのではないかなどの声もあり、厚生労働省は、平成22年4月21日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、特にワクチンを含めた3つのワクチンを新たに予防接種法の対象とするか検討を進めることを決定し、議論を開始されているところでございます。

また、全国でのヒブワクチンの公費助成につきましては、財団法人予防接種リ

サーチセンターが全国の市町村を対象に調査を行い、平成22年3月31日に公表した調査結果によりますと、ヒブワクチンの公費補助は、96市町村が行っております。滋賀県内では、長浜市と湖南市が公費助成を行っております。

竜王町としての公費助成についての考えでございますけれども、現在、大変厳しい財政状況ではありますが、国におきまして予防接種法での定期接種への対象について検討をされていることもあり、県内の公費補助の状況などを見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。若井議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 「検討する」ということではありますけれども、実際のところは、なかなかワクチンそのものが支給するのに十分充足していないということもあって、待っている状態の人たちがたくさんおられるという話も聞いています。

細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会というのがありまして、そのホームページで見てみますと、どんどん補助の制度が進んでいるということは実態としてあるようです。そういう意味では、遅れをとらないというか、竜王町としても独自にそういう制度を創設されるように望むところであります。

前議会で、出産祝い金のことで大変紛糾をしましたけれども、本当に、生まれてきた子どもたちがこういう病気にかかって大変な状況になるということは、やはり防がなければならないと思いますし、防ぐ手立てがあるのに、それができなかったとなれば、それはやはり行政としても問題としてとらえなければいけないのではないかなというふうに思いますので、ぜひともそういう制度は早急につくっていただきたいと思います。

ワクチンに関して言いますと、子宮頸ガンのワクチンもそうですし、なかなか国の対応が非常に遅くて、こちらもイライラするものがありますが、議会としては国にも意見をあげている件でもありますので、町としての対応をその間、国がきちんと制度化する間は、町としてもそれなりの対応をしていただくように、重ねてお願いをしたいと思います。

次に移らせてもらいます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 住宅リフォームの問題です。

昨年、竜王町では緊急経済対策ということで住宅リフォーム制度を創設されて、実施をしていただきました。その結果についてお伺いをしたいと思います。

まず、この制度を利用された皆さんの感想ですとか意見をお伺いしたいと思います。利用された件数ですとか事業費、そしてまた、各人が提出されました計画での事業総額、それにあわせて、いわゆる経済波及効果というものをどのように見ておられるのかについて、お伺いしたいと思います。

京都大学の岡田知弘先生は、『地域づくりの経済学入門』という本の中で、「地域内再投資力」という言葉が使われています。今から12年ほど前に、日野町にびわこ空港の建設計画が持ち上がった時に、空港ができれば高齢化が進む日野町が活性化するのだということで、県も町も挙げて推進する中で、外発的要因がまちづくりの要にはならないという都市計画の専門の先生のお話を当時聞かせてもらって、大変新鮮さを感じたものでした。

この岡田先生の地域内再投資力というのも、この議論に近いものでありまして、企業を誘致し、よそから元気なものを取り入れることでその地域が活性化するという、そうではないのだということをこの本の中で書かれているのではないのかなというふうに私は感じています。

実は、議会報告会に参加いたしましたけれども、そこに来られている住民の皆さんが、実を言うとアウトレットや平和堂の進出に、一定の期待はあるけれども、そういう話をされる皆さんにどことなく明るさがない、なんとなく暗いイメージを感じたのは私だけではなかったかと思うのです。それは、行政の予算説明の時にも感じました。

今必要なのは、竜王の中からわき出すような、吹き出すような、そういう力を行政がつくり出すということではないかと考えるのです。このことにつきましては、住民自治のところでも一緒に議論をしたいなと思っているところですが、まちを元気にさせる、その1つの手法として、町内の建設や設備業者が元気になる、結果はお伺いしないとわからないところではありますけれども、住宅リフォーム制度というのは、そういう意味では町民を元気にさせる1つのすばらしい施策ではないのかなと思っているところです。

そういう意味で、住宅リフォーム制度を改めてつくられるように求めて、質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 若井敏子議員の「住宅リフォーム助成制度の創設を再び」のご質問にお答えします。

地域経済に刺激と地域を元気づけることから、昨年、町民の皆さんが、町内に

事業所がある法人また個人の施工業者に発注して、住宅の改修・修繕工事など（住宅リフォーム）を行う場合に、その経費の一部を助成し、町内産業の活性化と雇用の安定を図ることを目的に、緊急経済対策として住宅リフォーム促進事業を実施いたしました。

この事業を利用して住宅の修繕・補修等をされた方からは、子育てで夫婦で働くことが困難な家庭においては、家計が助かり大変うれしかった、また、この制度があったことから、住宅を修繕することに踏み切れた等の感想を伺っております。

実施された内容としては、台所・玄関等の改修、屋根の塗装塗り替え、公共下水道への接続に伴う風呂・便所改修工事等、幅広い制度利用を図っていただきました。

利用申請された件数は30件ではありますが、修繕工事等が期間内に完了できなかった、また、工事を工期内に着手しなかった等から、27件に対しまして256万4,000円を助成させていただきました。各人の事業申請総額は約4,152万9,000円であり、この額は住宅リフォーム助成制度による経済効果といえます。

しかし、経済波及効果となりますと、住宅リフォーム助成を行うことによって影響が及んだすべての額となりますので、容易に算出できるものではございません。ただ、直接的な経済効果として、町内で約4,152万9,000円のお金が動いておりますので、それ以上の効果があったのではないかと推測しております。

昨年度は、住宅リフォームにかかる助成とプレミアム商品券の発行を行いました。が、プレミアム商品券につきましては1,177口の利用がされ、住民の皆様にご活用していただいたことから、今年度につきましてはプレミアム商品券を活用していただく中におきまして、住宅リフォーム等にも利用できるような幅広い形で助成を検討させていただき、住宅リフォームにも利用できることとしておりますので、ご理解いただき、若井議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井敏子議員の「住宅リフォーム助成制度の創設を再び」のご質問に対しまして、私からお答えさせていただきます。

地域を活性化させるには、外発的要因よりも内部から吹き出す力がより大切なのではないかとこの議員のお話につきましては、私も同感でございます。しかし

ながら、外発的要因を否定するものではございません。このことは、後のご質問にも関係することでございますけども、京都橘大学の織田先生は、外発的地域開発・内発的地域開発という語句で表現されています。私が内発的要因を重要視いたしますのは、今言われている文言、使われている文言の中で、「持続」という言葉がよく出てくるわけでございます。これはあらゆるところに「持続」ということが引用されていまして、持続することへの要素は、やはり内発的エネルギーによるものが大きいのではないかと考えるがゆえでございます。

予算が許される範囲内で最大の効果を生み出せる施策が大切な時であります。プレミアム商品券は、町内の商工業に携わっておられる方に、単位は小さくても広い範囲で使っていただけるものと判断させていただいたものでございます。再創設での住宅リフォーム助成制度につきましては、次年度以降の状況を見まして、また考えさせていただきます。

また、内発的エネルギーを醸し出すには、お金にまつわる以外の手法もあるのではないかと考えているところでございます。例えば、町内外でのさまざまな集まりにたいしまして私が出席させていただくことで喜んでいただけるならば、足繁く出席させていただき、その時は、努めて明るく振舞うようにいたしたいという具合に思っております。町が元気になるにはどうしたらいいかという議員さんのご質問でございますけども、やはり大事なことは、私自身が努めて明るくしていく、これが大切な要素ではないかなと、私自身わきまえているところでございます。以上、私からの回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 町長がニコニコしていたら、まちが明るくなるというものではないと私は思うのですけどもね。うっとうしい顔をされているより、もしかかもしれないですけど。プレミアム商品券を今年も実施するという中身をもうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思うのです。

それから、経済波及効果というのは計算できないのだという話がありましたけど、今まではしているのですよね。例えば、ダイハツへの500万円の投資は、経済波及効果で何億円とかいう数字を議会で答弁されたことがあるのですね。あれはどうして計算されたのですかと聞いたことがあるのですけども、経済波及効果を議会で説明する場合、どういう計算をしてするものなのかというのは、ぜひ明快に答えていただきたいものだと思います。

それで、秋田県なんですけれども、秋田県自体は去年ぐらいからですか、議会

での質問もあって、今町長も同じように認識していると言っていただきましたけれども、仕事を増やして地域振興策としても大変有効だということで、住宅リフォーム助成制度を検討したいというふうに去年の9月でしたか、言われて、その12月にはもう直接補助は、住宅リフォーム促進に有効な制度だということで、県の補助をつくられたのです。秋田県では今、全県的にこの事業が進められていると聞いているのですけれども、やはり緊急地域経済対策、緊急経済対策という形で町が取り組んだのが、いわば1年ポッキリのものだったということ自体が、やはり私はひとつそれが本当に緊急経済対策になっているのかどうかということも含めて、ないよりましという問題ではなくて、やはり少なくとも3年ぐらいそういうものは積み上げてほしいなと思うのです。そういう国からの補助がなくなっただろうか。今年度そういう制度をつくらうとしても、そういう国の補助がないのですよ、そういうメニューがないのですよということなのかどうかも明らかにしていただきたいと思うのです。

経済波及効果はどうして計算するのか、ダイハツの時は500万円で何億円とかいう話でしたけれども、あれはどういう計算をしたのかということと、今の話、そういう国の補助がないから、もう今年はやめようというふうになったのか。それとも、そういう補助は選ばばあったのかということと、それからもう一つ、プレミアム商品券の中身をお伺いします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 若井敏子議員さんの再質問にお答えいたします。

今年度のプレミアム商品券の内容でございますが、町の地域経済の活性化と商業振興を目的に昨年度実施いたしました竜王町プレミアム商品券を、昨年度は夢カード商業振興会会員さんのみの使用という形でしておったわけでございますが、町内の商店街にも参加していただければ、町民に広く喜ばれ効果が上がることから、取扱店を拡大して実施させていただくものでございます。

内容といたしましては、5,000円で6,000円の商品が買える商品券を一人1セットで2,500口用意させていただき予定をしております。

券につきましては先着順で、売り切れ次第終了とさせていただきます。販売につきましては、予定で8月8日から販売し、使用は8月8日から10月31日までを予定しております。

使用につきましては、町内プレミアム商品券取扱店にて使用可能とさせていただきますが、これらにつきましては、住民さんへの広報という形で、7月・8月

の町の広報、またチラシにて町民に周知させていただく予定をしています。

今回のプレミアム商品券発行事業に参加されます事業所さんにつきましては、今月まで募集させていただく中におきまして、取扱店について決めさせていただき、また、取扱店につきましては店舗の入り口にノボリ旗また店頭のチラシ・ポスター等により皆さんに周知させていただきたいと思っております。今年度のプレミアム商品券の現在の進めております動向でございます。

それと、経済波及効果でございます。先ほども私が言いましたように、波及効果というのはかなりいろいろな要因があることから、算出が困難と言われております。特にそのことによりましてどれだけお金が動いたかというのが経済効果でございます。波及効果と言いますと、それに伴いますいろいろな分野での影響でございます。それにつきましては、カウント、それぞれ見方によりましていろいろな考え方がございますので、経済波及効果についてはかなり専門的なことが要るというように言われております。

しかしながら、先ほども言いましたように、経済効果と言いますと4,100万円余りのお金が動いた、それに伴うお金が動いたという形でご理解いただきたいと思っております。

それと、緊急経済対策でございますが、今のところそれに伴います部分につきましては、県の方からも指導いただけないわけでございますが、緊急雇用対策につきましては、昨年と同様の形で今年度も実施していただいているところでございます。以上、若井議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 川部総務政策主監。

**○総務政策主監（川部治夫）** 今、若井敏子議員さんから先のダイハツの車を購入していただいた折の経済対策をさせていただいた時の経済波及効果というお話だったのですが、私も数字は忘れましたが、当時、1台当たりで計算させていただいて、それに購入された台数を掛けさせていただいた形で、波及効果と言いますか、経済効果という形でご説明をさせていただいたと思っておりますので、今、井口課長が申し上げましたのは、実施された方と業者との間の実際された契約金額は示されておりますので、そういう方法しか数字を出さしていただけなかったと思いますし、私も当時そういう形で、それに伴って従業員さんとか下請けさんとか、そこまではつかめないものでございますので、その当時の売れた車の1台当たりの平均単価で台数を掛けさせていただいて、数字を申し上げたと思っております。以上、説明とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） プレミアム商品券の話は具体的に今まで説明があったのか、よくわからなくて、初めて聞いたような気がしているものですから。これを町長は住宅リフォームにも使ってもらったらという話でしたけど、5,000円の券を先着順で2,500セット、一人が10枚買うことができるのかどうか知りませんが、仮にそうしたとしても、1万円の補助ということになりますから、全くこういうもので住宅リフォームに代わるものというふうにはならないと思うのです。

だから、住宅リフォーム制度というのは、去年の話はそういう名目のメニューがあって補助が出るから、しましようという話だったのかなと思うのですが、今年はそのものがなかったというふうに理解していいのですか。なかったのですね。

先ほどの言い方では、なかったみたいな説明だったのかなと思いますので、選択しなかったのか、もともとなかったのか、そこをはっきりしてほしいということと、いいといいながら、やらないというのは何なのかと思いますので、その辺を聞かせてもらいたいということと、経済波及効果については主監から話がありましたけれども、主監の方で去年の議事録を見ていただいて、その数字とその根拠とを、また別に教えてください。ちょっとびっくりするような数字だったというふうに思っているのです、100万円の車を100台買われて、1億円という程度の話ではなかったような気がしています。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 若井敏子議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど申しあげましたプレミアム商品券につきましては、商工会と協議する中において現在進めさせていただいているところでございます。

また、当事業につきましては町単独事業という形での事業を実施する中において、昨年同様な形で執行させていただく予定をしております。よろしくお願いいたします。

リフォームにつきましては、町の単独助成という形で昨年は実施させていただきました。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 住民自治をどう構築するのかということで、質問をしたいと思っています。今回のこの質問につきましては、今までいろいろな場面で当局と話をす

る機会には、私の方から提案というか、私の意見という形で言ってきたもので、住民自治ということについて、議員も町当局も、この際深く掘り深めて議論をする必要があるのではないのかなど、そういう思いをしていることから、今回は投げかけ的な話になってしまうのですけれども、一緒に考えていただければと思っています。

平成の大合併が終わりまして大規模化した自治体におきましては、住民自治を機能させて、住民主導の地域づくりを進めるために、地域自治組織を活用されている例がたくさんあります。新潟県上越市のように、地域自治組織を民主的に活用して実質的な地域づくりの拠点にするという先進的な取り組みも、全国の自治体で始まっています。また、全国で自治基本条例の制定も進められています。これらの取り組みから竜王町は何を学ぶかについて考えてみたいと思います。

まず初めに、竜王町の住民自治のあり方について、町長のお考えをお伺いいたします。憲法における「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」で、「住民自治」とは、簡単に言うと「地域のことを一番よく知っている市民が参画してまちづくりを進める」ということ、いろいろな局面に住民自身が参画して、協働して、住民主体のまちづくりを進めようというものだと私自身は考えているのですけれども、いかがでしょうか。

この「住民自治」という言い方につきましては、竜王町財政健全化プランの説明の際に、パワーポイントで説明されたものがあるのですけれども、そこで見てみますと、行政と住民の新たな役割分担ということで、行政依存体質からの脱却で住民自治を実現するのだと。住民が自ら行うべきことは自らが取り組む。個人ですとか自治会で。行政は法的に定められた処理事項や、行政というスケールメリットを必要とする、いわゆる団体自治の業務を特化して、より専門化を図るのだということで、その下に、「現状ではほかの自治体で進んでいる住民自らが公の一部を自ら実施する力の獲得を阻害している」という書き方がしてあって、これがちょっと意味のわからないところなんですけれども、行政任せではなくて、自分のことは自分ですするという、いわゆる自己決定・自己責任の問題だと、こういうふうな表現がこの間、行政の方からされてきたように思っています。それで、そういうふうな考えているのかという質問です。

この住民自治を竜王町でどのように構築していくかという課題については、何よりも大事なことは、そのこと自体住民が考えるのだということだと思っております。ニセコに行きましたけれども、ニセコのまちづくりを考えるのに、100人の住

民が10年という年月を費やして、駅前のまちづくりをどうするのかということ  
を地域の人たちが中心になって考えられたということがあります。そういうこと  
が私は住民自治ではないのかなと思っているのですけれども、竜王町で住民自治  
をどういうふうに構築するのかということ、この際ぜひ議論をさせていただき  
たいということで、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんの「住民自治をどう構築するか」についてのご質  
問にお答えいたします。

以前より「地方分権」という語句がよく使用されていますが、私は、皆さんの  
前で、「分権」という表現でなくて、主権を地方に戻すということの意味から、「地  
方主権」の方がわかりやすいのではないかという話をしたことを記憶いたしてお  
ります。

現政府におきましては、表現が「地方分権」から「地域主権」になり、地域主  
権改革を推し進めようとしています。そもそも地域主権改革の定義は、「住民  
に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするととも  
に、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる  
ようにすること」とあります。私は、この地域主権改革に賛同していますし、積  
極的に進めてほしいと考えています。

国と地方公共団体の関係は、そのまま竜王町に置き換えますと、行政と自治会  
の関係になるかと存じます。住民自治という視点では、竜王町内32自治会は、  
規模・構成人員・職業別人口分布等においてそれぞれ違いがあるわけですから、  
当然、各自治会が抱えておられる課題も違ったものがあってしかるべしです。

自治会を対象に考察してみますと、自分たちの住んでいるところのことは、そ  
こに住んでおられる自治会の構成員の皆さんが一番よく知っておられるので  
から、自治会単位で自分たちの課題に対し自分たちで取り組み、方向なり解決策  
を見出していくことが住民自治の基本であると思います。町と自治会はいくまで  
対等であり、自治会として規模の差はありましても、主権の存する団体であって  
当然であると考えております。私は、住民自治がより進むように、町と自治会  
はよきパートナーとしての関係を築いていかねばならないという具合に考えてお  
ります。

一方、このパートナーシップは、協働へと広がりを見せ、私が常々申し上げて  
おります新しい役割の時代の実現にもつながってまいります。今、32自治会が

どういった課題を抱えておられるのか、その調査も大切であり、今議会に補正予算を組ませていただいたところではありますが、同時に大切なことは、各集落(自治会)の中へ入らせていただくことであり、協議・話し合いの場で協働・役割認識の考え方をしっかり樹立できるようにすることが肝要であると考えております。

また、議員より、先進地の取り組みについて、いろいろとご紹介をいただきました。ありがたいことと感謝申し上げているところでございます。勉強させていただき、また、ためになる材料はたくさんございますが、私は、竜王町が基礎自治体として、竜王町らしいまちづくりがあってもいいのではないかという具合に思っております。

先日の「まちづくりチャレンジ88」スタートアップセミナー講師の三重県多気町のまちづくり仕掛け人として活躍されています岸川さんもおっしゃっていましたが、「まちづくりはみんなで、やっていくもの」という話の中に、これこそが内発エネルギーではないかという思いがいたしました。以上、若井議員さんの質問に対しまして、私の答えとさせていただきます。

○議長(寺島健一) 杼木政策推進課長。

○政策推進課長(杼木栄司) 若井議員の「住民自治をどう構築するか」について、竹山町長の答弁に引き続き、ご質問にお答えいたします。

「地方自治の本旨」は、一般的には「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるといわれており、「団体自治」とは、自治体自らの意思と責任のもとに、いわゆる住民福祉の向上を目的とする生活基盤となる行政サービスを提供するものであると考えております。また一方、「住民自治」とは、議員仰せのとおり、地域の住民皆さんの意思と責任に基づいて行われるものであり、住民自らが地域づくりについて参画し、また、一定の責任を持って主体的に進めていただくものと考えております。今日までも、地域においては、住民皆さんのつながりのもとに自主的・民主的に判断をいただき、地域の運営や地域課題の解決に向けた集落・自治会活動を展開いただけてきました。

そしてさらに、今日的なまちづくりのキーワードとして「協働」が叫ばれております。現在、我が国は、少子高齢化・人口減少時代へ突入し、社会経済等の構造が大きく変化してきている状況において、住民皆さんが主体的な地域づくりを進めていく上で、地域だけでは解決できない課題を行政と連携して対応していくことが協働のまちづくりであると考えますし、また一方、行政だけでは克服でき

ない課題を住民皆さんと連携して進めていくまちづくりの手法が「協働」であると考えています。

そこで、竜王町の考えております協働のまちづくりのこれからの取り組みといたしましては、1つ目として地域コミュニティ、いわゆる集落・自治会に視点を当てますと、まずは地域の現状を地域住民の皆さん自身がしっかりと共通認識をいただくことからだと考えており、その中から見えてくる課題を洗い出し、地域住民の皆さんの主体的な取り組みで、また、パートナーである行政と課題を共有しての取り組みで、地域づくり・まちづくりの目標・課題解決に向かって進めていくことが、私どもが考えております、目指しております「協働」の姿ではないかと考えております。

そのための第一歩として、今年度においては、32自治区を対象に自治会連絡協議会と連携し、各自治会の現状を認識するために、「自治会の健康診断」と名付けた取り組みを実施したいと考えています。その中では、地域内で話し合いの機会を通じて、その中から、各地域の課題はもとより、地域の資源や魅力などさまざまな要素の現状分析と情報共有を図ることを目的として取り組み、あわせてとりまとめる形で、町全体としても把握してまいりたいと考えております。

一方、2つ目の視点といたしまして、住民一人ひとりに視点を当てますと、その力を活かしたNPOやボランティア団体等に代表されます「目的型」「テーマ型」の活動につきましては、そのきっかけと経験を積み上げていただく機会づくりとして、「まちづくりチャレンジ88」の立ち上げを進めてきました。5月30日には、住民参画の準備会により主体的に企画・運営されました「まちづくりスタートアップセミナー」が開催され、約110名のご参加をいただいております。

現在、これからの「まちづくりチャレンジ88」の行動に参画していただけるメンバーを、取り組みたい活動テーマと併せて募集をしているところです。この取り組みは、今後は、参加メンバーがしっかりと話し合いを深めながら、活動計画を企画して、立案のみに終わらず、活動の実践を通して、交流やまちづくりに関わることの楽しみと達成感を実感いただき、住民主体のまちづくりへの広がりにつながるチャレンジの機会にしていきたいと考えております。

なお、このことから、これらメンバーは新総合計画の策定に直接には関わっていただくものではございませんが、現在策定中の新総合計画での大きな柱になっていくと考えております。協働のまちづくり、これの実践者・担い手へと育っ

ていかれることを期待するところであります。

以上、これらの取り組みを第一歩として、現時点においては、市町合併に頼らず、たくましいまちづくりを掲げる本町にとりましても、「小規模自治体」・「顔の見える地域」の特徴を最大限に活かしまして、主体的に関わる住民皆さんのエネルギーに期待をして、竜王町らしい住民主体のまちづくり、住民自治の構築につなげてまいりたいと思っております。以上、若井議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 何か、私の投げかけが逆に町のPRに使われているみたいな感じがして、ちょっと違うなという気がするのですよね。そういうものではないと。

例えば、当初は住民自治が2つあってという話が桴木さんの方からあって、1つは地域だと、自治会だと。町長も自治会という話をされたのですね。協働のまちづくりを町は自治会としようとしている。2つ目は、住民個々、個人という話をされたのですけども、住民自治というのは、新たなものをつくっていくというものでは、私はないと思うのです。新たなものをつくっていくということではなくて、今ある状況の中から住民自身がいかに自覚をするのか、目覚めるのか、参加するのかということが、絶えず繰り返しやられないことには、地域でどうするかとか、自治会でどうするかとか、個人的にどうするかということにはつながらないのではないのかなと思うのです。

どうということかと言うと、先ほど同僚議員から区長便の話が出ましたね。課長は、特に今問題が起こってないから、この問題はテーマとして取り上げる必要がないのだという答弁をされたのです。ところが、私もそうですけども、質問した本人もやはり、財政が大変だと言っているのだから、こういう問題は考えたらどうなのかという意見を言っておられる。けど、直接区長さんの方から新たにそういう提案がないから、こちらの方から見直しますとは言えないという課長の建前みたいなものがあるのかも知れないですけど、私はこの区長便のことは、今まででの質問でも名古屋の通達員の話をしましたけれども、本当に町の広報をとどけるというものすごい重要な役割を、区長さんだからこそ果たしていただける、あるいは通達員という制度があって、その通達員だから果たしていただける、こういう自覚を持った人たちを養成するとか、そういうものなんですよ。ただの郵便屋さんとは違うのだという話があったということですけども、あなたを郵便屋さんと思っているわけではなくて、町の大切な情報をあなたにお預けしてお届

てくださいとお願いしているのですよという、そういう意識を、教育すると言うとちょっと上から目線になってしまいますけれども、そういうものをお互いに共有するということが住民自治のスタートではないのかなと思うのです。

区長便もそうですし、善光寺川の清流会の話も出ましたけれども、本当にすばらしい活動を会員の皆さんがやっただけでいるのです。ところが、あの組織は、私はやはりもうそろそろ本当に組織運営そのものが行政から離れないといけなければならないかと思っているのです。あれだけの組織をつくってこられたのだから、連絡事務所が役場になっているのではなくて、1つの団体としての成長というのか、やっておられることは十分、住民自治的な中身なので、そこを行政が今までフォローしてきたわけですから、もう一步前へ進める、そういうことが大事ではないのかなと思っているのです。

新たなものをつくるのではなくて、今あるものを、もっと言うと、例えば山中がごみの減量化で非常にいい成績をあげてくださって表彰された。それはものすごく大事なことで、本当にごみの問題をみんなで一遍考えようという視点で、自分たちが出したごみが、もちろんお金がかかるから困るという面ももちろんあるわけですが、本当に自分たちのごみの処分をどうするのかと、リサイクルするもの、あるいは肥料にできるもの、そういったものを勉強しながら、そういう解決をみんなでしようではないかという呼び掛けがあって、その結果、山中がこういう表彰を受けられたのですよということが、山中だけの問題ではなくて、全集落共有のものになるという、そういうものが行政と住民との間で絶えず、教育という言い方が上から目線なら、共に考えるような、そういうものでなければいけないのと違うかなと。

給食は大変喜ばれていると、その給食も竜王町はこういう考えでしているのですよということが、保護者との間で伝わり合える。あるいは、「保育所の保育料を長いこと上げてないのですよ、行政は大変努力しているのです。保育園もこんなに努力しているのです」という話が共有のものになる。そういうものが意識の中に残って初めて、私は住民として何をしなければいけないのかということが出てくると違うのかなという、そういう気がするのです。

ちょっと自分でもまとまらないのですけれども、言っていることをわかってもらえるかなと思うのですけれども、そういう意味で、竜王町はどちらかと言うと今までは与えてもらっていたのですよね。住民さんみんなが、財政的には大変、金もあつたということもあるのでしょうけれども、してあたりまえだと、行政が

するのは当たり前だと、「税金を払っているからという認識の中に、当たり前感覚を、やはりそうではなくて、いろいろなことをしなければならない行政の仕事の中で、これをしているのだと、こういうことをしているのだということが、住民の中にしっかり根付かないことには、住民自治というのは生まれたいのではないかなと。そこがものすごく大事なことはないかなと。区長さんに相談して、自治会との間の協働も進めていくでしょうし、一人ひとりの個人的な動きで住民自治を進めていく場面もあるでしょう。それ以前に、というよりそれと同時に、そういう行政と住民とのつながりがもっと密にならないことには、そういうものは成長しないのと違うのかなと、そんな気がするのです。そのところはどうか、お考えを伺います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井議員の質問にお答えをしておきたいと思います。

これは考え方がいろいろあるわけございまして、私どもがまず今進めようとしていることにつきましても、やはり新たな住民さんとの協働を生み出すものであるかなと思います。

まず1つ目に、新たなことをしているというようなことございしますが、まさに地域というもともとあった組織、また個人さんを含めて竜王町の住民さんのご参加をいただく中で、あるものを活かすという考え方の中で、地域の健康診断をするなり、そういったことを考えております。

特にその中では、やはり自治会については今後、自治会の継続というのは大変難しい状況にあるというようなことで、予防をやっぺいこうというようなことからのきっかけづくりを考えておりますし、また、個人さんの活動を誘発するという部分については、きっかけづくり、まあトレーニングといった形で進めていこうと思っております。いろいろな手法があると思いますが、現在、4月にまちづくり推進係というような形で、行政組織は大変厳しい中ではございますが、まちづくりの推進をするということを大目的に係を設置されまして、そういった形で具体的に第一歩動こうというような形で進めさせていただいております。

それと、おっしゃっているように情報の発信ということが、住民さんまた地域に向けて大変大事なことでございますので、情報担当課・広報担当課としても、そういったことについても精力的に進めてまいる考えでございます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** なかなか、投げかけたものが違う方に返ってきたかも知れないですけど、また私も勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、公共施設の使用料の問題について質問をします。今年2月に説明を受けました竜王町財政健全化プランによりますと、特記事項として、公共施設については、受益者負担の原則により使用料減免規則を廃止するとされ、このことについては今年度中に実施に向け検討するとされています。現時点でどのような検討がされているのかをお伺いします。

財政健全化プランが公表されて間なしに、あるお年寄りから大変お叱りを受けました。「こんなひどい話があるか。ゲートボールもできんようになる。どういうことなんや。」と、こんなふうに言われてしまいました。町内の団体がそれぞれ活動拠点として公共施設を使用するわけですが、それら団体の現在の使用状況ですとか施設ごとの使用料の収入と免除の状況、つまり免除してきたものについてすべて徴収すれば、使用料収入はいくらになるのかを明らかにしていただきたいと思います。

議会報告会で、囲碁を楽しんでいるという方が、4つのふれあいプラザで月1回ずつ囲碁をするのに1年間に8,000円の会費を払わなければならないということをおっしゃいました。これはちょっと金額が大きいので、なんとかしてほしいというふうに言われるわけですがけれども、お年寄りの生き甲斐・趣味活動を元気でいきいき過ごしていただき、それによって医療費抑制になるとすれば、使用料収入など比にはならないと考えるわけですがけれども、このことについてのご所見もお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 若井敏子議員さんの「公共施設の使用料について」のご質問にお答えいたします。

竜王町は、長引く景気の低迷による町税の落ち込みにより、平成22年度当初予算編成にあたって、財政の健全化と行政体質の改善に取り組むことといたしました。職員からなる財政改革推進委員会による各行政サービスの見直しを行い、平成22年度から取り組み可能なものについて予算に反映することといたしました。

そして、この取り組みは町民の皆様にも関係のあることから、町内3カ所で住民説明会を開催させていただき、今回、若井議員さんからご質問の公共施設の使用料についても、減免規程の見直しの平成22年度内実施に向け検討を行うこと

を触れさせていただいたところでございます。

竜王町は、町民の皆様の要望と利便を叶えるため、町民皆様の税金と地方債という借金により、これまでさまざまな公共施設などのインフラの整備を行ってきました。これらの施設の利用に際しましては、他の町が施設の利用にかかる対価を使用料や利用料として負担を求めている状況の中、竜王町では町民皆さんのサービスに資することから、減免措置により、ほとんどの施設において無料でご利用いただけてきました。

しかしながら、今日では利用者負担、応分の負担をいただくことこそ公平であると言われております。平成20年度の指定管理者選定委員会でも外部委員の方から、「住民目線からみて、無料はいかがなものか。無料であるのは、利用しない者にとっては逆に不公平であり、一定の利用者負担は必要である」という意見もいただきました。施設によっては、条例の中で弱者に配慮した料金設定も考えられており、この財政状況の悪い折にあつて、施設を使用する者がその使用料を減免されることによってさらなる税金が投入されるという仕組みについて、住民の皆さんの考え方も変化してきているのではないかと感じております。このようなことから、長年の懸案でもありました使用料減免規程の見直しを、この時期に住民の皆様へ提案させていただいたところでございます。

さて、議員ご質問のこれら公共施設の町内各団体等の利用状況でございますが、おかげさまでたくさんの方にご利用いただいております。平成21年度を見ますと、生涯学習の拠点公民館では、737件の利用の中で減免が620件、正規の使用料126万9,700円に対して使用料収入が16万7,200円、減免が110万2,500円でございます。

また、ドラゴンスポーツセンター・ドラゴンハット・テニスコート・地域産業研修センターなどの総合運動公園では、399件の利用の中で減免が399件、正規の使用料152万6,300円に対して使用料収入が22万370円、減免が130万5,930円でございます。

また、体育館・グラウンドの学校施設の開放につきましては、1,575件の利用の中で減免が1,573件、正規の使用料は365万7,000円に対して使用料収入が6,000円、減免が365万1,000円などでございます。

これらの貸し出しを行っております公共施設全体での町内利用者に係る使用料収入80万5,550円に対して減免額は858万8,910円となります。「医療費抑制の一助となっていれば、使用料収入など比にならないのでは」とい

うお考えについては、先に申し上げましたような不公平感も一方ではあるものがございます。

公共施設の維持管理にかかる費用は、決して小額ではありません。この施設を末永く快く利用してもらうため、施設利用者から維持管理費の一部をご負担願うものであります。利用者にとりましては、新たな負担が発生することになりますが、サービスを受ける場合、一定の責任を負うという考え方も芽生えるのではないかと考えます。

今後の行政運営におきましても、このような考えを芽生えさせるような啓発推進を図っていくとともに、行政として、施設の利用に際して住民皆さんに満足をしていただくことができるよう支援していかなければならないと考えております。以上、若井議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） これこそ住民自治だと思うのです。維持管理費としてどれだけ要るのかという時に、例えばメンテナンスをしてもらっているのですよみたいな話とか、もちろん、公民館を使われる人たちが放ったらかしでいかれるとか、汚いまま放っておかれるということではもちろんないのですけれども、図書館でも今、図書館ボランティアとかがいてくださって、外の草刈りをしてくださっているということもありますし、公民館を利用する人が、あるいはドラゴンハットを利用する人、体育館などを使われる人たちが、そこを使っているということでお互いにきちんと片づけようなど、週1回は大掃除しようとか、そういったことをすることで、維持管理費を減らすような、そういうことができれば、その分、減免できるというのか、経費的に下げられるということができると思うのです。

だから、頭からもう、この施設は減免をやめるから、金をくださいということではなくて、この施設を年間維持管理するのにこれだけの経費がかかっている、その内訳はこんなものなんですと、だから利用している皆さんと一緒にこの施設をどうして維持するかを考えましょうよというような働きかけがなければいけないと私は思うのです。

具体的に数字などを言ってもらいましたけれど、具体的な実施は来年からもうバーンとやってしまうのですか。そこらあたりの答えがなかったのですが。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほどの住民自治からのつながりもあろうかなというふうな、今、質問が出て

おりました。確かに行政が今まで何もかもやってしまうというようなことから、住民も交えて取り組んでいこうというようなご提案だと思います。

確かに、そういったことが今までの行政と、そしてまた住民さんとの関係を新しくしていくというふうなこともあろうかなと思います。そういった意味で、お話をいただきました施設の掃除等につきましても、そこを使う方が一度みんな日を決めて掃除をやるかとかいうふうな提案も出てくるかなと思います。現に公民館におきましては、公民館を利用いただいている皆さんが、公民館をきれいにしようということで取り組みをしていただいているというようなこともお聞きをいたしております。こういったことがどんどん発展していくということは、非常にいいことであり、期待をいたしたいと思っております。

それと、この見直しにつきまして23年度からやるのかというふうなことでございます。先ほども申しましたように、住民の負担に対する平等性・公平性というふうな観点もございます。今現在減免をいたしております中に、個人の趣味とかスポーツ活動とか、そういった利用していただく個人が受益を受けていただくようなものまで減免の対象ということになってございます。こういったものにつきましては、使用料を払いながらも、自分にとって必要なものはやはりやっていたいかなければならないというふうなお気持ちになっていただくということも非常に必要かなというふうに思います。

そういったことから、そもそも減免をいたす場合につきましては、公益性があるものに対して減免をするというふうなことになってございます。そういったことから、もう少しこの公益性というものの判断基準というものを、少し研究をしながらはっきりする中で、使用料の在り方につきまして検討を進めていきたいと考えております。以上、若井議員の質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** よくわからないのですが、この財政健全化プランというのは、1回説明を受けたのですが、「(案)」がついたままで説明を受けているのですね。「(案)」がいつかは取れてあるのかなと思うのですが、それが具体的にやられるのは、もう恐らく来年からかなと、それぞれこれは今年から、あれは来年からとなって、最終的には2年間だけの辛抱ですよみたいな話を町長からありましたよね。ということは、2年間だけの辛抱でいいものですか、これも。2年間の辛抱が全体のどこに、どれが2年間の辛抱なのかというのがよくわからなかったのですね。

そこらをはっきりしてほしいのと、私がもう1つ考えるのは、1時間使ったらいくらですよというのではなくて、この施設を本当にあなたがここで自分の趣味を満足させるために、この施設を使って利用いただくのについて、応分のご負担をいただけませんかというので、「応分」はお任せする。それでは1円しか入ってこないかもわからないということがあるかも知れないですけども、自覚を高めるとか、協働という意味で共に考えるという中でつくり出すのは、「使用料いくら」ではなくて、それぞれの判断でお支払くださいと。100円の人もあれば300円の人もあるだろうと、そういう話し合いができて、いくらか負担してもらうという方法がいいのではないのかなと。この施設はもう条例でこう決まっているのですと、減免を認めますから半分にしますけども、これだけ払ってもらわないといけませんという、そういうものではなくて、そうしたらその料金は誰が決めたのだという話になったら、議会が決めたということになるのかも知れないですけども、みんなでその料金を決めるという、あるいは気づいた時に取るとかというのは例えばですけども、みんなで料金を決めると。それで納得してください、お互いにやりましょうよというのが協働だと思うのです。条例でこうなっていますから、これだけくださいと。これは公的な部分が半分ありますから、半分だけくださいと、そういうものではないのと違うかなと。そこらあたりについてはどうですか。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井議員の再々質問にお答えをいたします。

財政の健全化の取り組みでございますが、補助金等の見直しもいたしております。平成22年度からの取り組みという形で予算措置もいたしております。こういったものにつきましては2カ年の経過というようなことでございますが、ただいまの使用料等につきましては、これはもう原則的な話でございますので、ずっと引き続き継続されるものであるというふうに考えております。

それと、使用料の部分ですが、本人が賛助会費と言いますか、そういうふうな感じで納得する部分について負担をされればというふうな、そういったこともありではないかというふうなことでございますが、公共施設の使用料のつきましては、条例の定めによって徴収することができます。そういったことから、やはり条例で基本線を示しておく必要はあるというふうに考えてございますので、なかなか今おっしゃっていただきましたような、ご本人に任せるという形は、非常に行政としても住民の皆さんの統一性とか平等性、こういったものに関して非常に

不都合なものであるかなと考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 健全化に向かう取り組みでございますけれども、2年間で重点期間と定めさせていただきました。今いろいろと仕分け、あるいは削減等のそういったことをやっているわけでありまして、課長が申し上げましたとおり、やはり戻さないといけないものもあるわけでありまして。しかし、これはもう恒久的にという項目のものもございます。これにつきましては、このまた1年・2年、状況を見ながらしっかりと判断をさせていただきたいという具合に思います。

付け加えますと、もっともっと厳しくなるということぐらい、私は今、気持ちの中には持っております、できましたらこれ以上皆様にご心配いただかなくても済むようにと、これはもう言うまでもございません。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後3時50分）